

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和8年6月8日（月）午前10時～午前10時20分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 谷平敬子 委員 梅村 均  
委員 関戸郁文 委員 伊藤隆信 委員 塚崎海緒  
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、総務部専門監 西山慎太郎、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、税務課長 佐藤信次、同統括主査 片桐慎治、同統括主査 水野珠美、都市整備課長 加藤淳、同統括主査 澤井雅史、上下水道課長 田中伸行、同主幹 大橋透、同統括主査 井上美保

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主査 室町裕子

#### 付議事件及び審議結果

| 議案番号   | 事件名                                               | 採決結果         |
|--------|---------------------------------------------------|--------------|
| 議案第55号 | 岩倉市税条例の一部改正について                                   | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第59号 | 岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について   | 全員賛成<br>原案可決 |
| 陳情第6号  | 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情  | 聞きおく         |
| 陳情第7号  | 愛知県最低賃金の適切な引き上げに愛知県が積極的な役割を発揮することを求める意見書の提出を求める陳情 | 聞きおく         |
| 陳情第8号  | 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情    | 聞きおく         |
| 陳情第9号  | 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情        | 聞きおく         |
| 陳情第10号 | 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情                           | 聞きおく         |

総務・産業建設常任委員会（令和8年6月8日）

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。このほか、陳情5件が送付されております。

これらの案件を逐次議題といたします。

審議に入る前に、当局から御挨拶をお願いします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、おはようございます。

今回の議案2件につきましては、いずれも法改正に伴うものということで本市独自のものというものではございませんが、特に市税条例、条文だけ見るとなかなか分かりにくい部分もございます。質疑にはできるだけ分かりやすく丁寧な答弁に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第55号「岩倉市税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（谷平敬子君） 今回のこの見直しによって、これまで申告不要だった年金受給者の一部に申告義務が生じますが、市内では新たに申告が必要となる人数の見込みとか分かったら教えてください。

◎税務課長（佐藤信次君） 提出義務の見直しの影響がある人数ということでお尋ねをいただいております。

所得税の基礎控除の変更に伴うものでございまして、この変更に基づいて試算をいたしますと65歳以上で1,300人程度で、65歳未満で3,000人程度ということになります。ただ、これらの方全てが対象ということではなくて、それらの方において扶養する配偶者、親族ですとか、あとは納税者の方が障害をお持ちの方か寡婦かということで、そういった方は申告が必要な方に該当するんですけど、先ほどの基礎控除の変更に伴う額の変更があった方と今の扶養とか障害の状況の確認という突合がちょっと難しいものですから、具体的に今回の扶養親族等申告書の提出が必要になる方の人数を把握するというのはちょっと難しいという状況でございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 私も公的年金のところで、高齢者にとっては申告の手続というのが負担増になったりとか、あと記載誤りとか、申告漏れが起こってくるなどの懸念があると思うんですけれども、岩倉市として市民への周知とか相談、周知というよりも相談対応をどのように行っていくのかというのを教えていただきたいです。

◎税務課長（佐藤信次君） この扶養親族等申告書というのは、今回、公的年金等の受給者が対象ということで、日本年金機構から送られてくるということになっておりまして、日本年金機構のほうから年金受給者の方に御案内がされるということで考えております。

市として、特にこれに特化した周知をするという予定はありませんけれど、一定のもちろん御相談等は受ける場合はあると思いますので、そういった場合は丁寧に対応させていただきたいというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） すみません、同じところで、人数的にはさっき言った人数があってその中の一定の者が申告が必要になるという、そういう認識だと思います。

それで、例えば先ほど日本年金機構から周知がされてくる、これは制度の周知なんですよ。だから、対象となる方というのはなかなかどういうふうに対象となるということが分かるのかというのが、ちょっと今の説明だと分からなくて、どういう人たちがこの扶養親族等の申告書が必要になってくるのかというのが少し分かりにくいんですけど、具体的にどういう人たちに申告してくださいというふうに言っていくというのは、どのような形になってくるのかということを少し分かる範囲で説明していただきたいと思います。

◎税務課長（佐藤信次君） ちょっと具体例で説明をさせていただきたいと思います。

公的年金等受給者の皆さんの扶養親族等申告書の提出については、65歳以上の方は年金205万円より少ない、65歳未満の方は年金155万円より少ないという方が提出が不要ということになっております。65歳以上で年金200万円の方については、扶養親族等申告書の提出は不要であって所得税における源泉徴収はないということなんですけれど、例えば単身者の方、単身者というのは、被扶養者がいないとか障害者がいないという状況の方ですけど、そういった場合は住民税が課税対象となります。

また一方で、夫婦世帯であって配偶者を扶養している場合、または単身者であっても障害者や寡婦である場合については住民税が非課税になるという

こととございます。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 対象は大体分かったんですけど、具体的に、例えば自分が申告しなきゃいけないということが通知がされていくのかどうかというようなことというのはどのような形になりそうですか。

すみません、ちょっとなかなか理解できないところがあって、その辺の実務的なところはどのようになるのか教えていただきたいと思います。

◎税務課長（佐藤信次君） 今のどのように通知がされるかというところとございますが、正直申し上げて、私どもも通知をされる手続というのを少し把握していないというところがございますので、ホームページとかを見ますと日本年金機構のページにはそのような、扶養親族等申告書についてお送りしますので提出してくださいねみたいなアナウンスはされているということは確認していますけど、ちょっとそれ以上の状況は確認していないということとございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 特定暗号資産のところでもちょっと教えていただきたいです。

この影響というのを知りたくて、譲渡する人と買う人というか受ける人というのか、住民税等にはどのように影響してくるのか、また岩倉市の税収にはどのような影響があるのかを知りたいです。教えてください。

◎税務課長（佐藤信次君） 今回の特定暗号資産の関係でございますが、もともと暗号資産の所得については雑所得、総合課税に分類されておりました、税率については10%ということになっておりました。今回の改正に伴って分離課税ということになります。分離課税については、税率は5%ということで少なくなるということとございます。

先ほどの市税への影響というところとございますが、従来というか、今の時点については雑所得で課税をされておりました、雑所得というのは暗号資産以外にも本当にいろいろな所得に対して課税がされております。ですので、雑所得のうち暗号資産だけを取り出して把握するというのはできない状況ですので、影響額についても把握することができないというものでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今のじゃあ暗号資産のところですけど、これ実際に申告というのは具体的に、何か私たちの日常生活から見ると非常に遠いようなものを感じるわけですけど、近い人もいるのかもしれないんですけど、実際にそういう申告がされているということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎税務課統括主査（片桐慎治君） 実際に申告があるかどうかというところですが、窓口にお見えになって、暗号資産について申告は必要なんではないかという問合せがありますので、そういった場合は所得があるということであれば申告が必要ですよという回答を窓口でさせていただいておりますので、実際に対象となっている方がいらっしゃるという形で考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

少しちょっと何項目かあるものですから、個人住民税の関係でいきますと、ふるさと納税の関係の特例控除額が2割という割合だったものを定額の上限とするということですが、これは説明資料にもありますように、この制度変更によって収入によっては上限が上がるというケースはないということでしょうか。

1億円以上の方々については、収入で上限額が下がるということで、そういう見方でよろしいでしょうか。

◎税務課長（佐藤信次君） おっしゃるとおりでして、給与収入が1億円以上のお持ちの方については所得控除の条件が設けられるというものでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） あんまり影響がないものもあるというふうには思っていますけど、セルフメディケーション税制の延長についてもちょっとお聞かせください。

医師が必要だという判断で処方を受けて購入した医薬品について医療費控除に加えることができるという、そういう中身が延長されるということだというふうに思いますが、これも実際に申告が多分多くあるのかなというふうに思いますが、その実態と今OTC類似薬という言葉が結構世間のほうでは健康保険法の改定の関係で出ていますが、それと比較して品目数とかどういう薬効のものが対象となるのかというのは、把握している範囲でいいですから教えていただきたいと思います。

◎税務課長（佐藤信次君） 令和7年度の課税状況に基づくものということですが、スイッチOTC医薬品によるセルフメディケーション税制の控除を受けられている方については22名ということになっております。医療費控除全体については3,250名の方が受けておられるということでございます。

あと、健康保険法の改正に伴うOTC類似薬の関係については、正直言って品目の比較というのはしていないものですから分からないというお答えになりますが、以上です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

医療費控除は3,000人以上あって、そのうちの22人が対象となっていたというのが令和7年の確定申告の関係だと思います。

もう一点だけ、説明資料の5番目に書かれている優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の要件の見直しという、ちょっと複雑な言い方ですけど、これは要は地滑り防止区域等というところに該当している場合にそういう優良住宅を造成した場合の特例が適用されないという、そういう改定だというふうに思いますが、だから、市民でいますと市内に土地を取得している人、市外にある人というところがあると思いますので、対象はいるかもしれませんが、市内ではこういう地滑り防止区域というのは対象外ということでよろしいでしょうか。市内の土地についてはどうなのでしょう。

◎税務課長（佐藤信次君） 市内においては、この地滑り防止区域等に該当する土地はないということでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第55号「岩倉市税条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第55号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号「岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか、ございませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第59号「岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第59号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情に入ります。

陳情第6号「最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情」について議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

続いて、陳情第7号「愛知県最低賃金の適切な引き上げに愛知県が積極的な役割を発揮することを求める意見書の提出を求める陳情」について議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、陳情第8号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） では、聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようよろしくお願いします。

続いて、陳情第9号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情」を議題とさせていただきます。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようよろしくお願いします。

陳情第10号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようよろしくお願いします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了しました。

なお、本委員会の委員長報告の文案については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。